

令和8年第1回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年1月7日(水)
午前10時00分開会

午前10時40分開会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 是佐 恵美子	5番 松井 祥壮	7番 山田 政則
8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾	10番 吉田 雅子
11番 中谷 純子	12番 中田 安義	13番 岡 真由美
14番 岩本 博志		

(推進委員 10名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 岡村 昭男	推進委員 中山 憲治
推進委員 清水 透	推進委員 堀田 良昭	推進委員 三田 邦男
推進委員 小西 礼子	推進委員 松井 辰夫	推進委員 安井 多佳子
推進委員 田丸 和也		

4. 欠席委員(3名)

6番 梶原 安行	推進委員 中田 進	推進委員 倉本 良夫
----------	-----------	------------

5. 議事録署名委員

3番 神鳥 正貴	4番 是佐 恵美子
----------	-----------

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	竹上 教東
主 事	前田 桂巳子
(佐伯支所) 専門員	中原 貴志
(吉和支所) 主 事	眞鍋 秀
(宮島支所) 主 事	榎 浩子
(大野支所) 主任主事	泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 非農地証明交付申請について
- (4) 議案第4号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
- (5) 議案第5号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等(案)について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお祈いします。</p>
岩本会長	<p>それでは、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これから座って進行させていただきます。</p>
議長	<p>令和 8 年第 1 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。本日は、審議が 13 件、報告が 18 件でございます。どうぞよろしくお祈いいたします。</p> <p>本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、3 番、神鳥委員さん、4 番、是佐委員さんをお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案としますが、番号 84 番については、議席番号 12 番の中田委員が関係する案件のため、先に番号 84 番のみを審議いたします。</p> <p>議席番号 12 番の中田委員、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借のうち、番号 84 番について、座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 84 番、農地の所在は、吉和字駄荷休岩、登記地目は田で、面積は、3 筆の 3, 666 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和 9 年 12 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p>

	<p>本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借のうち、番号84番について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>84番について、岡会長職務代理者、お願いいたします。</p>
岡会長職務代理者	<p>13番の岡です。84番について説明いたします。この案件は12月の総会にも出た案件で説明したものです。〇〇が耕作する農地の利用権の再設定となります。申請農地は、現在も〇〇が耕作されていまして、今後も〇〇が集積して、地域農地の保全を続けていくため、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですのでお諮りします。議案第1号のうち番号84番について異議なしとして回答することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号のうち、番号84番について、異議なしとして回答することに決定をいたします。</p> <p>それでは、中田委員さん、お席にお戻りください</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 復席＝</p>
議長	<p>続きまして、議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画のうち、番号85番及び87番から92番について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借のうち、番号85番及び87番から92番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は3ページから5ページになります。</p> <p>番号85番、農地の所在は、永原字小坂、登記地目は田で、</p>

	<p>面積は、2筆の2,039平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日の翌日から令和17年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>番号87番から90番までは、関連案件です。</p> <p>農地の所在は、浅原字甘泉野及び堂ヶ原、登記地目は田で、面積は、合計11筆の1万5,259平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和18年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>番号91番、92番も関連案件です。</p> <p>農地の所在は、浅原字西河内、登記地目は田で、面積は、合計2筆の2,933平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和17年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件は、いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借のうち、番号85番及び87番から92番について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>85番について、三田委員さん、お願いいたします。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。85番について、簡単に説明をいたします。場所は永原字小坂というところで、永原と玖島の境界付近にあたります。12月18日に事務局1名、それと河井委員と私の3名で現地の確認を行っております。賃貸借の設定を受ける〇〇さんですが、令和元年頃に、田舎で農業を行ってみたいということで、永原の小坂に移住され、農業を行っておられます。改めて、〇〇さんから2筆、〇〇番と〇〇番を借り受けて、米作りを行うものです。周辺一帯は、耕作放棄地が多いたるところではありますが、日照条件等非常に恵まれておりますので、特に問題は起きないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、87番から92番について、古川委員さんお願いいたします。</p>
9番委員	<p>それでは、9番の古川からご報告を申し上げます。昨年12月17日に、一連のここにありますが87から92番までを、安井推進委員、事務局1名とともに現地確認を行いました。</p> <p>87番は、浅原字甘泉野というところで、こちらは、旧浅原小学校の前に小瀬川がございます。小瀬川の川向こうにあたる場所です。一帯が以前は、耕作放棄になっていまして、かなりカヤとかも茂っている状況でございました。そこら辺り〇〇さ</p>

んを中心とした田んぼが広がっております。そこに、新規就農を目指しておられます〇〇さんが、3年ぐらい前から耕作放棄地を開墾しまして、もう既に畑地として使えるように、改良が行われております。具体的には、ここでネギ栽培をしたいということです。88番につきましては、持ち主は〇〇さんという方なのですが、こちらも隣接する農地を使っておられないということで、ここも合わせて〇〇さんが耕作されることになりました。ページ、飛んでいただいて、90番につきましても、これまで耕作されていなくて、〇〇さんから〇〇さんが借り受けて、そこも一緒に耕作するというごさいます。89番につきましては、これは甘泉野ではなくて、堂ヶ原というところになります。場所は、浅原まちづくり交流センター、市民センター辺りです。ここの裏手に広がります約4反ぐらいの農地がございまして、実はこれ〇〇さんって方の持ち物なのですが、以前、水田として、ほかの人に作ってもらっていたというところなんです。この水田としての活用が、非常に難しくなってきたようです。昔ながらの野積みの石垣がございまして、漏水がひどく、そこが崩れそうになるということで、水田としての活用ができないということです。水田として耕作されていた方が、もう手を引かれたところなんです。これセンターの真後ろのほうに広がる、結構広い農地でしたので、〇〇のほうで、一旦ここを使わせてくださいということになり、預かって草刈りしたり、れんげを2年ほど植えました。そのようにして、荒れるのを防いでいたわけですが、ここへ来まして〇〇さんから、そこを借りれるかということになりました。ネギ畑として使うのだったら水はそんなにたくさん必要ないということで、話が進んだものでございまして。一帯、小学校の前のほうから、あとセンターの裏の大変広い場所ではございまして、新規就農をしようということで、着々と準備がされていまして、大変いいことだと思っております。次に、91番、92番でございまして。こちらは場所は、今のセンターから吉和に向けて、186号線がございまして、186号線も浅原から栗栖へ抜けるその手前に当たる辺から、左に入っていくというところでも、91番、92番の農地を、〇〇さんが新規就農をされまして、もう10年近く前から、ビニールハウスにより、ハウレンソウ等の軟弱野菜を周年栽培されております。このたび、機構の対応ということでございまして、実質、更新という事になるかと思っております。いずれの件につきましても、問題はないものと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、この7件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。ございませつか。

	<p>《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第1号のうち、番号85番及び87番から92番について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号のうち番号85番及び87番から92番について、異議なしとして回答することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページになります。</p> <p>番号314番、農地の所在は、林が原一丁目、登記地目は畑で、2筆の391平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難なため、譲受人は農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。</p> <p>次に番号329番、農地の所在は、永原字上中組、登記地目は畑で、1筆の254平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は仕事の都合により耕作困難のため、譲受人は購入する自宅に近く、耕作をするためで、有償の所有権移転です。</p> <p>本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。314番について、山田委員さん、お願いいたします。</p>
7番委員	<p>山田です。314番ですが、12月4日に、中田推進委員、それから事務局とで現地を確認しております。譲渡人は、高齢のために、耕作は難しいということで、息子に譲るということでございます。別に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、329番について、三田委員さん、お願いいたします。</p>

三田推進委員

329番について説明をいたします。場所は、永原字上中組というところと思うのですが、玖島との境に小森橋というところがあります。橋の近くになります。12月18日に、事務局1名と河井委員と私の3名で現地の確認を行っております。譲渡人の〇〇さんは、父親が数年前に亡くなられておられます。農地を相続されたのですが、勤務先が非常に遠くて、農業と会社に勤める、兼務するということが難しいということで、空き家バンクを通して、農地を譲り渡すものです。〇〇さんは家庭菜園等を行っておられまして、農機具も一通り所持されているので、特に問題は起きないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。
ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りします。議案第2号について、許可することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第2号について、許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第3号、非農地証明交付申請について議案とします。説明をお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。

議案書は、8ページになります。また、追加資料として、現地確認写真の「議案第3号 資料①」も合わせてご覧ください。

番号328番、農地の所在は、永原字上中組、登記地目は畑で、面積は、1筆の39平方メートルの申請です。

本件は、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。

以上で、議案第3号、非農地証明交付申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。328番について、三田委員さんお願いします。</p>
三田推進委員	<p>328番について簡単に説明をいたします。多分、昔の食糧難のときに竹を植えられたと思うのですが、既に山林化しておりますして、竹の根も深そうで、とても元に戻すことは不可能と見て思われました。周辺は、ヒノキに覆われておりますして、日照条件も非常に悪い状態でありますので、これはどうしようもないなと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ごさいませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第3号について、証明することに異議はございせんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第3号について証明することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は9ページになります。また、追加資料として、利用状況調査票の「議案第4号 資料①」も合わせてご覧ください。</p> <p>番号13番、農地の所在は、玖島字下吉末、登記地目は畑で、面積は6筆の1、824平方メートルの申請です。</p> <p>本件は、該当する土地所有者等の確認を行い、現地調査を行ったところ、現地は自然かい廃した土地で、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するため物理的な条件整備が、著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第4号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。13番について、清水委員さん、お願いいたします。</p>

清水推進委員

推進委員の清水です。昨年11月28日に、梶原委員と私、事務局2名、合わせて4名で、現地確認に行きました。6筆ありまして、写真の様相を見ていただいたら分かると思いますが、害獣が入らないよう防止するために、トタンが張り巡らされております。所有者の〇〇さんは、去年、お父さんが急に亡くなられて、所有者になられまして、もう一気にこの山のところも手続をしようということで、全部出されたそうです。行ってみますと、約50年は軽く過ぎているような杉が立っておりまして、私が小さい頃でもその辺は見ておりましたが、全然もう変わっていないというような感じで、もう畑に戻せないし、山になるのが目に見えているというような状況でございます。農地から非農地へと移行を希望されております。ご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りします。議案第4号について、非農地である旨を通知することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第4号について、非農地である旨を通知することにいたします。

続きまして、議案第5号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について議題とします。説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について説明させていただきます。

議案書は10ページとなりますが、事前にお配りしております「議案第5号 資料1及び資料2」の新旧対照表も合わせてご覧ください。

今回の改正内容につきましては、県の審査基準の改正に伴い、その内容と整合性を図るためのものがございます。主な改正内容について、変わった点説明をいたします。

まず1番目として、刑法の改正に伴い、「懲役刑」「禁錮刑」を「拘禁刑」に改めるものがございます。

2番目として、第1種農地の不許可の例外、一般基準における「適正な面積」について、及び一時転用許可について、定義や考え方を整理し、明確化するものがございます。

3点目として、表記の見直し及び字句の修正を行うものでご

	<p>ございます。</p> <p>なお、この農地法関係事務処理ガイドラインについては、県のガイドライン改正に当たり、県の審査基準に準じて、新たな審査基準として適用するため、今回審議していただき、決定いただければ、令和8年1月7日の告示、施行となります。</p> <p>以上で、議案第5号、農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおりとすることに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第5号について、原案のとおりとすることに決定をいたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。説明、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は11ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年11月11日から12月10日までの間に受理した2件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号298番については、過去に転用届が提出されています。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、この件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p>

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
続いて、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。説明、お願いします。

事務局

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。議案書は12ページから16ページになります。

今月の報告は、令和7年11月11日から12月10日までの間に受理した15件です。詳細の説明は省略させていただきます。

番号292番、293番、297番については、譲渡人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。

番号295番については、過去に転用届が出されています。

番号309番から313番は、関連案件となります。

また、番号320番、321番も関連案件となります。

本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。

以上で、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。

議長

それでは、この15件について、質疑等があればお願いをいたします。

ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
続きまして、報告第3号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。お願いします。

事務局

報告第3号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。議案書は17ページになります。

番号323番について、令和7年11月11日付、農地法第4条第1項による許可済みとして回答をしております。

以上で、報告第3号、地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。

議長

この件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。
ございませんか。

議長	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号を終わります。 以上で、本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。 次回の令和8年第2回農業委員会総会は、2月6日（金曜日）午前10時から、ここ廿日市市役所、7階の会議室で行いますので、よろしく願いいたします。 大変お疲れでございました。ありがとうございました。</p>
----	---

（閉会 午前10時40分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（3番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（4番委員） _____